

平成 26 年 7 月 31 日

特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

今回、諮問を行ったのは別紙の9件の案件で、今後、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会において、審査手続きが開始されることとなります。

なお、これらの情報の公表については、申請者の了解を得ています。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 松原、鉄橋
TEL : 03-3507-9222 (直通)
FAX : 03-3507-9292

申請者	関与成分	食品形態	申請された保健の用途
株式会社ロッテ	キシリトール リン酸一水素カルシウム フクロノリ抽出物(フノラン)	チューインガム	歯を丈夫で健康にする旨を特定の保健の用途とする食品
株式会社ロッテ	キシリトール リン酸一水素カルシウム フクロノリ抽出物(フノラン)	チューインガム	歯を丈夫で健康にする旨を特定の保健の用途とする食品
株式会社ロッテ	キシリトール リン酸一水素カルシウム フクロノリ抽出物(フノラン)	チューインガム	歯を丈夫で健康にする旨を特定の保健の用途とする食品
株式会社ロッテ	キシリトール リン酸一水素カルシウム フクロノリ抽出物(フノラン)	チューインガム	歯を丈夫で健康にする旨を特定の保健の用途とする食品
株式会社ロッテ	キシリトール リン酸一水素カルシウム フクロノリ抽出物(フノラン)	チューインガム	歯を丈夫で健康にする旨を特定の保健の用途とする食品
花王株式会社	茶カテキン	清涼飲料水	体脂肪や体重が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
ポーラ化成工業株式会社	グルコシルセラミド	粉末顆粒食品	肌が乾燥しがちな方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
花王株式会社	茶カテキン	清涼飲料水	体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
花王株式会社	クロロゲン酸類	粉末飲料	体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品